

第4節 健康で生きがいもてるまちに

展望と課題

◆市民一人ひとりが真に豊かな暮らしを実感して生き生きとした活動をするためには、心身ともに健康であることが必要です。

◆また、高齢者や障害者が生活機能の保持・向上に努め、社会参加を図ることを促進・支援することが必要です。

◆社会環境や生活様式の変化に伴い、糖尿病や高血圧などの生活習慣病が増加している状況において、市民が日常生活の中で、自らの健康に関心を持ち、積極的に自らの健康の保持・増進に取り組む活動を促進するためには、食生活の改善や運動支援などの一次予防に重点を置いた施策が求められています。

◆中核市への移行により、権限が移譲される地域保健行政の核となる保健所設置や（仮称）健康づくりセンターの設置に当たっては、本市の医療資源を活かしながら、地域保健機能のあり方などの検討を進め、地域保健センターネットワークの拠点として、その整備に取り組む必要があります。

◆また高齢社会において、高齢者が生きがいを持って自立し、豊かな暮らしを実感できるためには、健康寿命を延ばし、これまで培ってきた知識や経験・技能を活かしながら積極的に社会に参加し、生きがいを実現することが重要です。

主要な取組視点

◆市民が自ら健康づくりに積極的に取り組む活動を促進するために、日常生活活動における健康づくり支援や環境の整備など、総合的な健康づくりの施策に取り組めます。

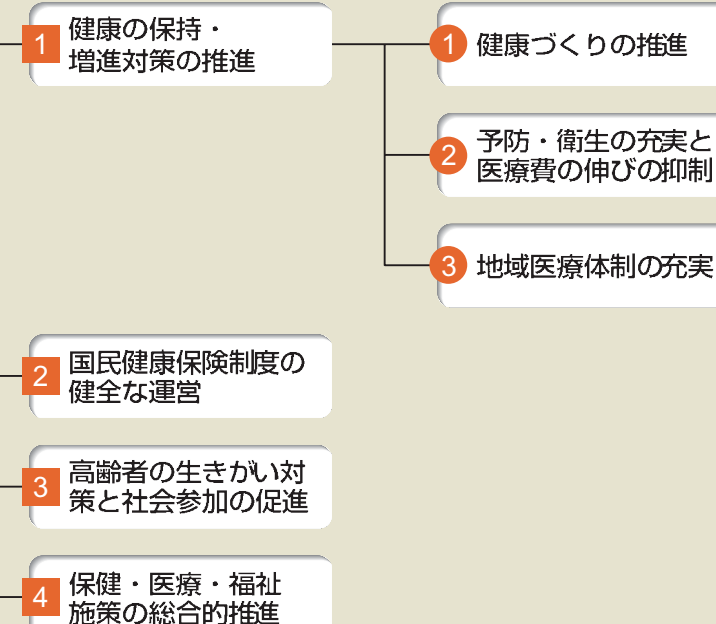
◆中核市移行に伴う保健所設置については、市民主体の健康づくりを基盤に、本市の豊かな医療資源を活かしながら、地域保健機能の拠点として、その機能のあり方などを検討し、計画的な整備に取り組めます。

◆また、健康な高齢者などが、豊かな知識や経験、技能を活かして、地域社会活動や市民活動に参加するための環境整備に取り組めます。



施策体系

健康で生きがいもてるまちに



施策の内容

1 健康の保持・増進対策の推進

① 健康づくりの推進

◆一人ひとりの市民が生きがいを持ち、健康で生き生きと暮らしていくためには、「自分の健康は、自分で守り、つくる」という意識を持ち行動することが重要です。

◆市民の主体的な健康づくりを促進するために、健康意識の啓発を図るとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの特性を活かし連携して、健康づくりを総合的に支援する「健康くるめ21」を推進していきます。また、ライフステージに対応した健康診断、健康相談、健康教育などの保健施策に取り組みます。

◆生活習慣病の予防となるウォーキングなどの日常的な運動の促進や、地域健康リーダーなどの育成を図ります。正しい食生活は健康づくりの基本であり、食生活改善推進活動による地域での健康づくり活動を推進します。

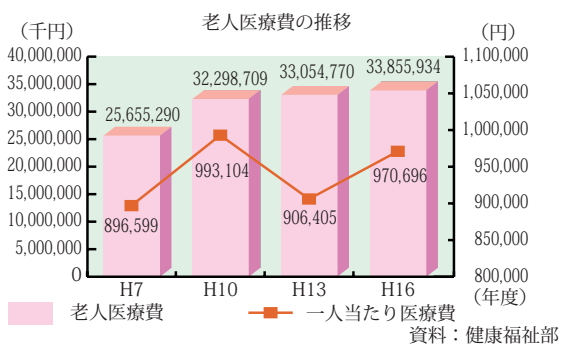
◆特に、高齢者については、長期間の介護を必要としない生き生きとした生活を目指して、疾病を予防し健康を増進する一次予防や初期段階での機能回復訓練等により、寝たきりゼロ社会の実現を図ります。



② 予防・衛生の充実と医療費の伸びの抑制

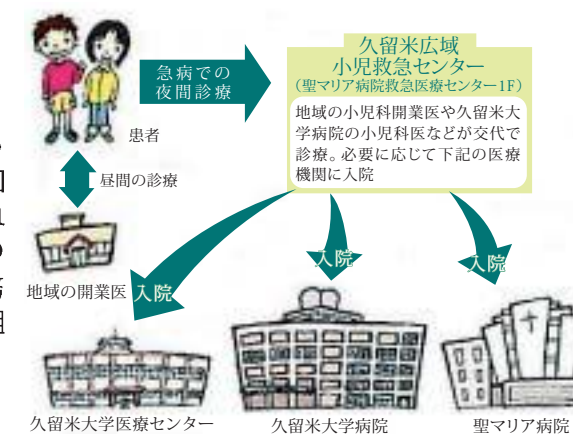
◆高齢社会等を背景として増加する医療費については、国の政策等を踏まえながら、健康づくり施策を推進するとともに、社会的入院の解消や医療機関との連携による取組を進めていきます。

◆中核市移行に伴い設置する保健所を中心に、感染症の情報提供や啓発、疾病予防体制の充実、環境衛生、食品衛生等、地域の保健衛生機能の向上を図っていきます。



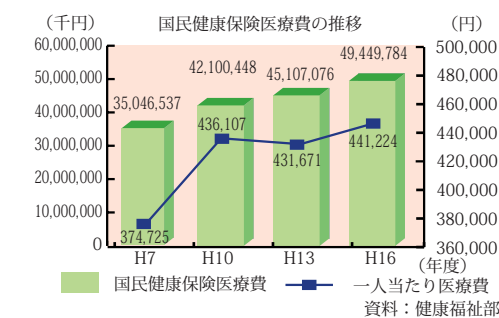
③ 地域医療体制の充実

◆地域の医療機関と連携し、救急患者に対する医療の確保を図る救急医療体制の整備充実を図ります。特に、きめ細かな患者対応が求められる小児救急医療については、地域医療機関との密接な連携のもとに、久留米広域市町村圏事務組合を主体とした広域的な体制の整備に取り組みます。



2 国民健康保険制度の健全な運営

◆地域医療制度の基盤である国民健康保険制度については、国の政策等への的確な対応を図り、被保険者の健康づくりを進めながら、医療費の適正化に努めます。また、国民健康保険財政の健全化に向けて、納付相談や納付意識の啓発及び納付環境の整備による保険料収納率の向上に取り組みます。



3 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

◆高齢者の知識・経験・技能などを活かし、社会参加を促進するために、雇用・就業機会の確保・充実、学習や交流の機会や場の整備など環境づくりに取り組みます。

4 保健・医療・福祉施策の総合的推進

◆高齢者の保健福祉施策の基盤となる高齢者保健福祉計画を策定するとともに、市民との協働による計画推進体制の整備に取り組んでいきます。また、地域社会全体で高齢者を支えるための意識の啓発・情報提供などに取り組めます。

◆中核市への移行に伴う、地域保健施策の拠点となる保健所設置については、地域保健のあり方、保健所の位置付け、(仮称)健康づくりセンターとの連携、民間医療機関や高次医療機能を有する機関等との連携などの検討を進め、福岡県との協力・連携のもとに、その設置及び適切な運営に取り組めます。

◆また、保健所との連携を踏まえながら、(仮称)健康づくりセンターと既存の保健センター等とのネットワークを構築し、総合的な地域保健施策の強化を進めます。

施策推進のための主な事業

1 戦略事業

事業名称	事業内容等
健康ウォーキング事業	市民が日常生活の中で自発的にウォーキングに取り組む環境を整備します。身近で手軽な健康づくり活動を推進し、ウォーキング事業を実施する校区（旧市）、行政区（旧町）を平成26年度までに、それぞれ27校区、69区とすることを目指します。また、校区等のウォーキング大会の参加者12,000人を目指します。
健康久留米21事業	健康を増進し、発病を予防する「一次予防」促進のため、食育や運動普及に重点的に取り組み、「健康くるめ21」の着実な実施を進めます。平成26年度までに運動による健康管理をする人が成人の40%以上、食生活による健康管理をする人（朝食を欠食しない人）が成人の90%以上になることを目指します。
* 保健所・（仮称）健康づくりセンター設置事業	中核市移行に伴い平成20年度に保健所を開設し、保健所と連携した事業を体系的に構築・展開し、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。また、平成26年度までに健康づくりセンター（機能）を整備します。

* …主に前期5ヵ年で取り組む事業です。

2 主要事業

事業名称	事業内容等
温水プール建設事業	田主丸町に健康の維持・増進を目的とした温水プールを整備して住民の健康増進を図ります。
複合施設整備事業	住民の利便性の向上を図るため、北野町に一体的な複合施設を整備します。
保健福祉センター建設事業	城島町に住民の健康で活力ある生活を支援する保健・福祉の拠点として保健福祉センターを整備します。
交流施設整備事業	高齢者の健康づくり等を目指した施設として、三潞町の福祉センターの拡充・整備を図ります。

第5節 やさしさと思いやりの見えるまちに

展望と課題

◆市民一人ひとりが、自立して生き生きと暮らすためには、不慮の事故や災害、高齢化に伴う介護など様々な事情に応じて、社会的助力が必要な場合に、制度的な安全網（セイフティネット）が必要です。

◆生活様式や価値観の多様化など地域社会を取り巻く環境変化に伴い市民の福祉ニーズも多様化しており、制度的保障を基本とする個別的対応とともに、地域社会で助け合い、支え合う共助が求められています。

◆また、国の福祉施策に対応し、できる限り個人が暮らし慣れた地域社会の中で、個人の尊厳を大切にし、自立した生活を送ることを基本とした環境の整備を図る必要があります。

◆特に福祉のあり方が、限られた人へのサービスから普遍的なサービスへ、措置制度から契約制度へ、保護から自立の支援・促進へと変わってきています。これらの転換に対応し、自助・共助・公助のそれぞれの特性・機能に応じ、相互に連携しながら総合的な福祉サービスを提供することが求められています。

◆一方、介護保険制度をはじめとして社会保障制度のあり方が見直される中で、新たな制度改正に対応した保険制度の運営や福祉施策の充実を図る必要があります。

主要な取組視点

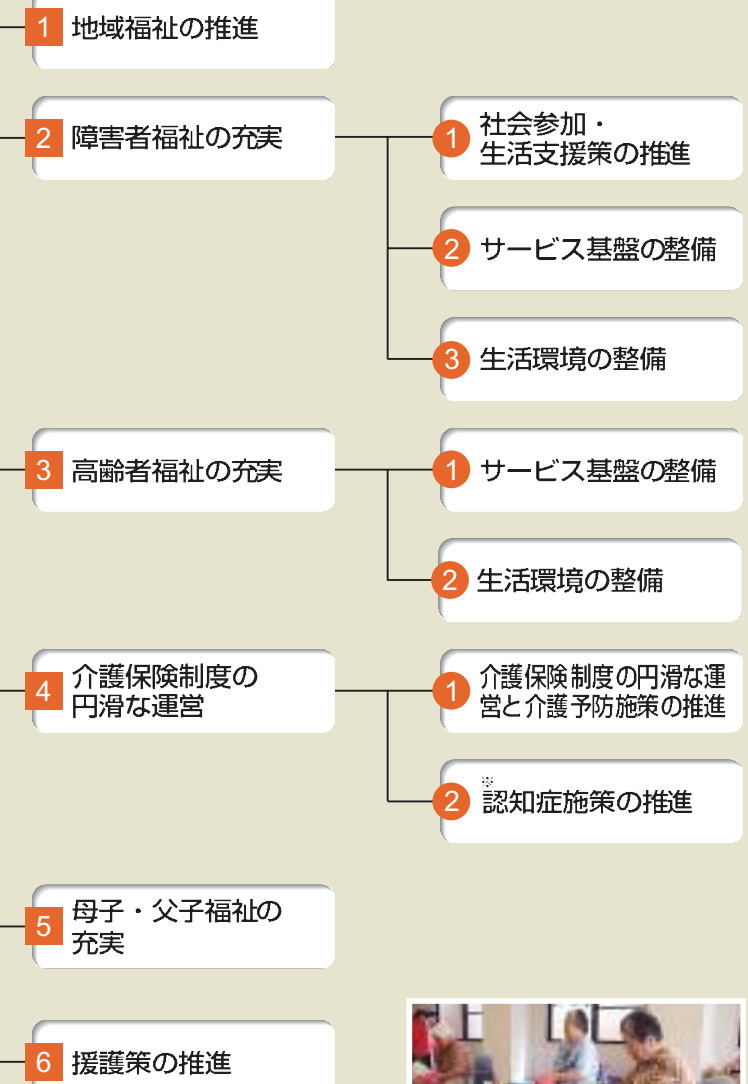
◆市民一人ひとりが、住み慣れた地域社会で、生涯にわたって自立した暮らしができるように、介護・福祉サービス基盤の整備を図るとともに、地域で支える意識・活動の基盤となる福祉コミュニティづくりを推進します。そのために、地域ケアを支える福祉ボランティアなどの人材育成、福祉・介護予防に関する情報提供や啓発活動、地域福祉を総合的に進める計画の策定と推進体制の整備などに取り組めます。



◆また、障害児・者や高齢者向け施設の民間主体による整備を図っていきます。障害児・者の生涯を通じた社会参加や自立した暮らしの支援に取り組めます。

施策体系

やさしさと思いやりの見えるまちに



施策の内容

1 地域福祉の推進

◆これからの福祉の主流となる地域福祉を推進するために、社会福祉関係団体と連携・協力しながら、市民の地域福祉活動に対する意識啓発や、地域における市民主体の福祉活動の活性化に向けて、地域福祉計画を策定するとともに、その具体化に取り組みます。

◆また、市民の主体的な福祉活動をコーディネートする機能を担う社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、保護司会などの地域福祉活動を支援します。

◆中核市移行に伴い設置する社会福祉審議会の円滑な運営等、社会福祉法人や社会福祉施設の指導・監査業務に取り組みながら、社会福祉施策、地域福祉施策等の充実を図っていきます。

2 障害者福祉の充実

① 社会参加・生活支援策の推進

◆^{*}ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の自立と社会参加を支援・促進するために、障害者福祉に関する啓発、在宅福祉サービス相談などに取り組みます。

◆また、国の障害者政策が施設から地域へと大きく転換される中、地域生活を営む基礎である就業の場の確保や就業支援に取り組みます。

② サービス基盤の整備

◆民設民営を基本として、障害者ニーズなどを踏まえて、障害者福祉施設等の整備や、在宅の障害者の地域生活を支える場の整備等を図ります。

③ 生活環境の整備

◆障害者が在宅で生活できるように、住宅改造等の住宅環境の整備を進めます。



共同作業所

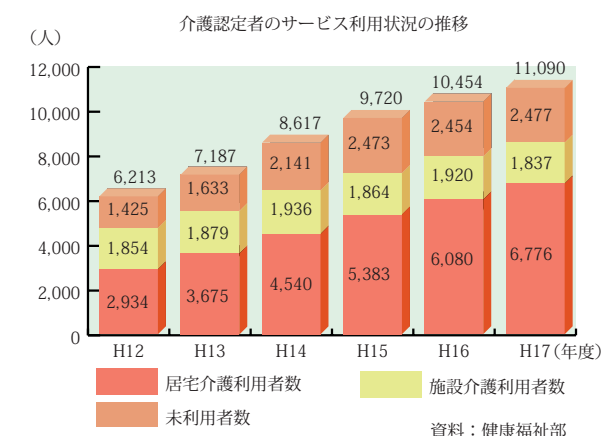
3 高齢者福祉の充実

① サービス基盤の整備

◆民設民営を基本に、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、日常の生活圏域の中に地域密着型サービスとして、小規模な特別養護老人ホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護施設等の整備を図ります。

② 生活環境の整備

◆高齢者の在宅生活を支援するために、住宅改造等の生活環境整備を進めます。



4 介護保険制度の円滑な運営

① 介護保険制度の円滑な運営と介護予防施策の推進

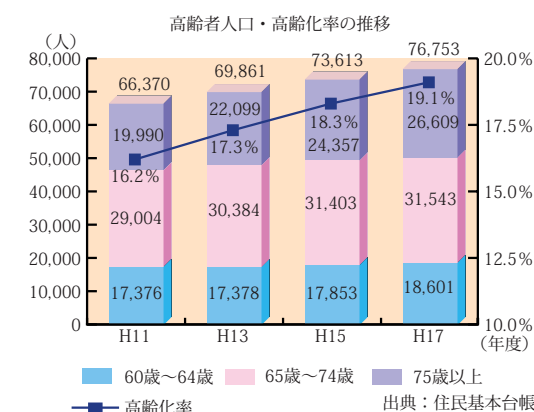
◆介護保険制度の改正を踏まえながら、的確な介護保険事業計画を策定し、健全な保険財政を維持するとともに、安心して良質な介護サービスの提供、要介護認定審査システムの適切な実施、介護保険制度に関する啓発や周知等により、円滑な運営を進めていきます。

② 認知症施策の推進

◆認知症の早期発見・予防に取り組むとともに、認知症でも安心して地域で生活できるように、徘徊高齢者の見守りネットワークの構築等に取り組んでいきます。

◆また、予防重視型システムへの転換を図るとともに、高齢者の尊厳の保持と自立支援に取り組むため、通所による介護予防サービス、訪問による相談・指導等の特定高齢者介護事業や介護予防の意識啓発等の一般高齢者施策事業を、介護予防事業と一体的に実施します。

◆介護予防に関するマネジメントを一体的に行うとともに、ケアマネジャー支援機能、地域の要援護高齢者の総合相談窓口機能を有する地域包括支援センターを計画的に設置し、地域で支える地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。



5 母子・父子福祉の充実

◆単親家庭の自立と安定した暮らしの確保や子どもの健全育成を図るために、母子生活支援施設の整備、家事援助者の派遣、就労の支援、生活相談や関係団体の育成等を図ります。



家庭子ども相談課の相談風景

6 援護策の推進

◆最低生活の保障と自立支援を目的に、関係機関との連携のもとに、適正かつ公平な視点から必要な保護やホームレス対策を推進します。

◆認知症高齢者や知的障害者などの判断力や意思能力が不十分な人の権利擁護を図るために、成年後見制度等の活用を進めます。

施策推進のための主な事業

1 戦略事業

事業名称	事業内容等
高齢者福祉施設整備促進事業	国が示す目標値の達成に向けて、高齢者保健福祉計画に基づき、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスを提供する施設の整備を促進します。
障害児・者自立支援事業	保健、医療、福祉の連携により、(仮称)健康づくりセンターと一体的に、障害児に対する早期療育に関する事業を一貫して行う療育機能の整備を図り、平成26年度の発達支援事業・自立訓練事業への登録者数700人を目指します。

